

# 津久井中央ロータリークラブ



インスピレーションになるう

## 事務所・例会場

相模原市緑区中野 1029 津久井商工会館 2F  
TEL 042-780-0201 FAX 042-850-4830  
例会日 毎週木曜日 時間 12:30~13:30  
会 長 前沢弘之 幹 事 井上 旭



## 第 1182 回 令和 1 年 5 月 16 日(木曜日)《33》

司会 沼崎善充 SAA 会長 前沢弘之会長 斉唱 奉仕の理想

### 会長挨拶 前沢弘之会長

令和最初の例会、何だか、だいぶお久しぶりです。皆さん、改元に伴う連休は、いかがお過ごしでしたでしょうか。私はしっかり 10 連休しました。おかげで、色々忘れてしまいました。

今日は、この後、先日 14 日に行われた地区補助金管理説明会の報告を、プロジェクトリーダーとして参加された池田さんから頂きます。

もう、すっかり次年度が始まっている感じがすね。同じ日に行われた第 5 グループの会長幹事会も、ほとんど懇親会がメインでした。小山さん、井上幹事の代理出席、ありがとうございました。

少しだけ会長幹事会の報告をいたしますと、まず、その地区補助金プロジェクトですが、次年度は合計 25 クラブがこれを実施し、そのうち当クラブを含めて 7 クラブが第 5 グループです。親クラブも、竹の子作業所の方々の収穫祭を補助金プロジェクトとして行うということです。

その 25 のプロジェクトの一覧を見ると、半分以上が子どもたちを対象にし、当クラブを含め障碍のある方々を対象にしたものが 4 つ。海外を予定地とするものが 4 つ (ネパール、タイ、

ウガンダ、キルギス)、植樹が 2 つ、環境問題が 2 つ、オリンピック関連が 1 つ…という感じです。橋本クラブはユニークで、写真に関する市との共同事業 (「フォトシティさがみはら」…) を企画されています。

何となくですが、地域色を出すか、国際性を出すか、というあたりが一つのポイントになっていますね…。

国際性と言えば、次年度の青少年交換学生は、地区で 9 名。第 5 グループからは弥栄高校の子がフランスへ留学する予定です。また、同じくフランスからマクシム君という男の子が弥栄高校へ来ます。また、財産奨学生は、相模原 RC から、慶応大学卒の女性がアメリカへ留学する予定です。

こういった草の根的国際交流のプログラムは、ロータリーの特筆すべき部分ですので、当クラブでは、なかなか難しいのですが、是非、参加・協力を目指してみたいところです。

10 連休ですっかりボケてしまい、まだ回復しておりませんので、今日はこの辺にして、お待ちかね、「例会に来なけりゃ聞けない面白い話 シリーズ第 3 弾！」— 他人事じゃないよ『相続』のお話 -

### 【 出席報告者 田畑和久委員長 】

現在会員数	出席対象数	本会出席数	本会欠席数	本会出席率	前回修正出席率	前々回修正出席率
16	16	14	2	87.50%	93.75%	87.50%
本日欠席者	八木会員、杉本会員					

…以前にも少しお話ししましたが、わが国の民法という法律は、私たちが他者と関係を結ぶことによって生じる出来事の全て、人と人や人と物などの関係を、権利と義務という法概念に置き換えて把握し制度化するという、ある意味で壮大な、また、ある意味でヘンテコリンな試みです。

私たちは、この世に生まれた瞬間に、権利義務の主体として世の中に組み込まれる。そして、例えば、私が小川さんからお金を借りたら、小川さんには私に対して「貸した金を返せ」という請求権が生じる。私には「借りた金を返す」という義務が生じる…ということにするわけです。そして、私が元気なうちにお金を返せばそれで済むわけですが、困ったことに、人は皆いつか死んでしまう。まあ死んじゃったんじゃあしょうがない。香典代わりだ…と小川さんなら言ってくれるかもしれませんが、大抵の場合はそうはいかない。

その、ある人の死後の権利義務関係を「誰かに承継させる（引き継がせる）」というのが「相続」という制度です。

引き継がせる（死んでしまう）側にとっては、誰にどう引き継がせるかという希望（＝誰を大事に思っているか？）をいかに実現するかが重大事ですね。遺言や（家族）信託といった制度が用意されています。

引き継ぐ側（相続人）にとっては、直截に言ってしまうえば、財産を（ただで）獲得する機会です（但しマイナス財産～限定承認、相続放棄…）。ここで紛争が生じやすい。不平不満や不公平。これをどうするかが重大事です。

まあ、全般的な話は、短時間では無理なので、今日は、「相続人」は誰か、という話に限定します。念のために言っておきますが、誰かの権利義務が誰かに承継される…こんなことが、自然的に生じるわけではありません。法律によってそうなるわけです。相続法かそう決めたからそうなるというわけです。「相続人」という立場も、法律（民法）が決めているわけです。以下、私が扱った案件の中で、特に印象深かった事例からお話しましょう。

## 幹事報告 井上 旭幹事

ロータリー関係受領書類

ガバナー事務所

次年度会員増強・会員維持セミナー開催案内

次年度グループ幹事

次年度第2回会長幹事会開催案内

相模原グリーン RC 相模原柴胡 RC

津久井 RC

例会変更通知

相模原東 RC

例会場変更通知

その他の受領書類

津久井商工会

一日公庫開催案内

## 補助金管理説明会報告

池田豊文次社会奉仕委員長

5月14日に地区補助金管理説明会に行ってきました。そのご報告を大まかに致します。

まず、地区R財団補助金管理委員会では7月、8月に補助金を受領してから事務手続きを手伝ってくれるということです。

またクラブの補助金委員会について、プロジェクトリーダー以外に3名の会員でクラブ補助金管理委員会を設置し、銀行口座、領収書をはじめとする補助金の管理、書類や管理報告書の作成をします。

補助金専用の口座をプロジェクト実施前に開設し、地区補助金分配決定通知書がクラブに届いたら、クラブの拠出金を入金して作ります。口座名義の代表者はクラブ財団委員長、もしくは財団委員長が指名した者で、補助金口座のキャッシュカードは作らないようにとの事です。

財務処理については補助金の申請通りに、請求書が送られてきてから2週間以内に支払います。出金に際しては事前に支払承認書を作成し、目的、金額、承認日、出金予定日を記入します。領収書については全て保管し、原本は提出、クラブはコピーを保管します。

保管すべき書類は、先日の出席カード、補助金申請に関する書類、補助金分配決定通知書、補助金に関しての打合せ記録、完了報告書です。

プロジェクトの信憑性を担保するために写真を撮ることと、新聞、雑誌、メディアに掲載された場合も写真を撮って提出します。

完了報告書は完了後 1 ヶ月以内に提出、最終提出期限は来年の 5 月 15 日です。



## スマイル報告 田畑和久委員長

### 『スマイル報告 田畑和久委員長』

津久井中央 RC

前沢弘之 会員

杉本さん、フルムーン旅行、ご無事をお祈りしております。

井上 旭 会員

この処、研修という名の元に藤沢へ行く機会が多く、地区の役員をされてる人達は大変だね。頭が下がる思いです。

具 尚禮 会員

ゴールデンウィーク、大変もうかってしまいました。うれしい気持ちでスマイル。

山崎和彦 会員

皆さん、ゴールデンウィークはどうだったですか？今週、来週が総会のピークです。今日は体調がすごく悪いです。3時半から総会がありますので、少し早く帰らせてもらいます。

吉野賢治 会員

久しぶりの例会、大型連休も休んだ気がしませんでした。総会シーズン、忙しいです。体に気を付けたいです。

小川洋一 会員

色々な会の監査や総会が続きます。少々つかれてます。ゆっくり一杯やりたいです。

池田豊文 会員

井上さん、補助金説明会、お世話になりました。圏央道を使ったら藤沢から 50 分で帰ってこれました。スマイルします。

森田正紀 会員

昨夜は地区職業奉仕委員会の最終お疲れさん会でした。6 月には新メンバーでスタートだそうです。前沢さん、頑張ってください。

小山里枝 会員

クラブ例会お久しぶりです。井上さん、きれいなお菓子ありがとうございます。ロータリー手帳、いただきました。

高橋幸一 会員

井上さん、お土産ありがとうございます。令和時代になりました。昭和、平成、令和、もう 1 つの時代まで見れるようにリバウンドしないようにがんばります。

水野 茂 会員

杉本さんの幸せにスマイルします。

田畑和久 会員

水野さん、杉本さんの夫婦愛にスマイルします。私も含め、沼崎さん、佐藤さんの仮面夫婦にも愛の手を。今期スマイルも残り 1 ヶ月です。大口スマイル大歓迎です。